

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクングマシン、ロッソーマシン若しくはオーバーマシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクングマシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーマシンによる かがり		41円
オーバーマシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

4 効力発生の日 平成13年6月14日